

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 23 日

申請者 氏名又は名称 株式会社アクアライン
 住所 730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8番8号 第1ウエノヤビル6F
 代表者氏名 代表取締役 大垣内 剛
 電話番号 082-502-6644
 FAX番号 082-502-4660
 メールアドレス shitei@aqualine.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 23 日

届出者

株式会社アクアライン

氏名又は名称

〒730-0012
広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号

住 所

第 1 ウエノヤビル 6 F

代表者氏名

代表取締役 大垣内 剛



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社アクアライン		
住 所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ウエノヤビル 6 F		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>オオコウチ</small> 大垣内 <small>タツシ</small> 剛		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の変更 監査役	<small>オノ</small> 小野 <small>ヒロシ</small> 博	—	令和5年5月31日退任
監査役	—	<small>ミヤジマ</small> 宮嶋 <small>アツシ</small> 淳	令和5年5月31日就任

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 6 月 23 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社アクアライン

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀8番8号

第1ウエノヤビル6F

代表取締役 大垣内 剛



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F
株式会社アクアライン

会社法人等番号	2400-01-014666	
商号	株式会社アクアライン	
本店	<u>広島市中区八丁堀12番8号ルミナス八丁堀5F</u>	
	広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F	平成12年 5月11日移転 ----- 平成12年 5月11日登記
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定 ----- 令和 5年 2月15日登記
公告をする方法	当社の公告は、電子公告により行う。 http://www.aqualine.jp やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成27年 6月23日変更 ----- 平成27年 6月26日登記
		平成27年 6月26日登記
会社成立の年月日	平成7年11月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般事務処理、計算の受託 2. 電話受信発信事務代行業務 3. 給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工 4. 水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工 5. 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業 6. 漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃 7. 以上3号ないし6号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 8. 錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売 9. 防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売 10. ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋強飲料、乳製品の販売及び輸出入 11. 酒類の販売 12. ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入 13. 以上10号ないし12号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 14. カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売業 15. 書籍、印刷物の企画制作及び販売 16. 広告業 17. マーケティング調査業 18. 研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務 19. 住宅に関する増改築・改装・修理・清掃・保守・管理等のサービスの提供、仲介及び紹介 	

	<p>2 0. <u>住宅関連事業者に対する情報提供、市場調査、コンサルティング</u> 2 1. <u>住宅建築資材・機器の販売、仲介及び紹介</u> 2 2. <u>通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務</u> 2 3. <u>建築工事業及び住宅リフォーム工事業</u> 2 4. <u>建築に付帯する内外装工事の請負</u> 2 5. <u>フィットネスクラブの経営</u> 2 6. <u>スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営</u> 2 7. <u>スポーツと美容に関するコンサルタント業務</u> 2 8. <u>トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売</u> 2 9. <u>医療用器具、理学診療用器具、口腔衛生器具及びその付属品の販売、賃貸</u> 3 0. <u>食料品、飲料、健康食品及びビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売</u> 3 1. <u>衣料品、化粧品、装身具及び日用雑貨の販売</u> 3 2. <u>電気製品、電気設備、電子機器商材及びコンピューター並びに関連機器に関する保守、点検、修理、販売</u> 3 3. <u>情報機器用コンテンツの開発、販売、運営、保守及び管理</u> 3 4. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">平成 3 0 年 5 月 3 0 日変更 平成 3 0 年 6 月 1 1 日登記</p>
	<p>1. 一般事務処理、計算の受託 2. 電話受信発信事務代行業務 3. 給排水、衛生設備工事の設計、監督並びに施工 4. 水道器具の修理、取り付け、水道施設工事の設計、監督並びに施工 5. 洗面所、浴室、トイレ、台所等の住宅用水まわり設備器具の設計、施工、販売及び配管工事等管工事業 6. 漏水調査、水漏修理、給排水管等のつまり除去並びに定期清掃 7. 以上 3 号ないし 6 号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 8. 錠前の施工、修理、交換、開錠並びにスペアキーの製造、販売 9. 防犯、防火及び安全に関する設備機器、システムの設計、施工、販売 1 0. ミネラルウォーター、清涼飲料、嗜好飲料、滋強飲料、乳製品の販売及び輸出入 1 1. 酒類の販売 1 2. ウォーターディスペンサー、浄水器の販売及び輸出入 1 3. 以上 1 0 号ないし 1 2 号に掲げる事業に関する物品の販売及び斡旋 1 4. カタログ、チラシ又はインターネット・ホームページによる通信販売業 1 5. 書籍、印刷物の企画制作及び販売 1 6. 広告業 1 7. マーケティング調査業 1 8. 研修会、セミナー等催事の企画立案及び運営業務 1 9. 住宅に関する増改築・改装・修理・清掃・保守・管理等のサービスの提供、仲介及び紹介 2 0. <u>住宅関連事業者に対する情報提供、市場調査、コンサルティング</u> 2 1. <u>住宅建築資材・機器の販売、仲介及び紹介</u> 2 2. <u>通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務</u> 2 3. <u>建築工事業及び住宅リフォーム工事業</u> 2 4. <u>建築に付帯する内外装工事の請負</u> 2 5. <u>フィットネスクラブの経営</u> 2 6. <u>スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営</u></p>

	27. スポーツと美容に関するコンサルタント業務 28. トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売 29. 医療用器具、理学診療用器具、口腔衛生器具及びその付属品の販売、賃貸 30. 食料品、飲料、健康食品及びビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の販売 31. 衣料品、化粧品、装身具及び日用雑貨の販売 32. 電気製品、電気設備、電子機器商材及びコンピューター並びに関連機器に関する保守、点検、修理、販売 33. 情報機器用コンテンツの開発、販売、運営、保守及び管理 34. 電気工事の企画、設計、施工、監理業及び請負業 35. 生活トラブル解決サービス業 36. 前各号に付帯する一切の業務 令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 9日登記
単元株式数	100株	平成27年 5月29日設定 平成27年 6月 3日登記
発行可能株式総数	640万株	平成27年 5月29日変更 平成27年 6月 3日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 203万2600株	平成30年 7月 4日変更 平成30年 7月10日登記
	発行済株式の総数 217万2600株	令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 8日登記
	発行済株式の総数 263万6600株	令和 5年 2月28日変更 令和 5年 3月20日登記
資本金の額	金2億8030万9700円	平成30年 7月 4日変更 平成30年 7月10日登記
	金3億1579万9700円	令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 8日登記
	金4億1579万1700円	令和 5年 2月28日変更 令和 5年 3月20日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部	

		平成24年 4月 1日変更	平成24年 4月 2日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>大 垣 内 剛</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 6月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 垣 内 剛</u>	令和 3年 5月28日重任
			令和 3年 6月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 垣 内 剛</u>	令和 4年 5月31日重任
			令和 4年 6月14日登記
	取締役	大 垣 内 剛	令和 5年 5月31日重任
			令和 5年 6月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 上 淳 子</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 6月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 上 淳 子</u>	令和 3年 5月28日重任
			令和 3年 6月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 上 淳 子</u>	令和 4年 5月31日重任
			令和 4年 6月14日登記
	取締役	谷 上 淳 子	令和 5年 5月31日重任
			令和 5年 6月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 林 寿 之</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 6月11日登記
			令和 2年 5月31日辞任
			令和 2年 6月 8日登記

	<u>取締役</u>	<u>加藤 伸 克</u>	令和 1 年 5 月 3 0 日重任
			令和 1 年 6 月 1 1 日登記
	<u>取締役</u>	<u>加藤 伸 克</u>	令和 3 年 5 月 2 8 日重任
			令和 3 年 6 月 1 1 日登記
	<u>取締役</u>	<u>加藤 伸 克</u>	令和 4 年 5 月 3 1 日重任
			令和 4 年 6 月 1 4 日登記
	<u>取締役</u>	<u>加藤 伸 克</u>	令和 5 年 5 月 3 1 日重任
			令和 5 年 6 月 9 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小森 光 嘉</u>	令和 1 年 5 月 3 0 日就任
			令和 1 年 6 月 1 1 日登記
	<u>取締役</u>	<u>小森 光 嘉</u>	令和 3 年 5 月 2 8 日重任
			令和 3 年 6 月 1 1 日登記
<u>取締役</u>	<u>小森 光 嘉</u>	令和 4 年 5 月 3 1 日重任	
		令和 4 年 6 月 1 4 日登記	
<u>取締役</u>	<u>小森 光 嘉</u>	令和 5 年 5 月 3 1 日重任	
		令和 5 年 6 月 9 日登記	
<u>取締役</u>	<u>山本 寿 樹</u>	令和 3 年 5 月 2 8 日就任	
		令和 3 年 6 月 1 1 日登記	
<u>取締役</u>	<u>山本 寿 樹</u>	令和 4 年 5 月 3 1 日重任	
		令和 4 年 6 月 1 4 日登記	
<u>取締役</u>	<u>山本 寿 樹</u>	令和 5 年 5 月 3 1 日重任	
		令和 5 年 6 月 9 日登記	

	<u>広島市中区幟町1番15-901号</u> <u>代表取締役</u> <u>大垣内 剛</u>	令和 1年 5月30日重任
		令和 1年 6月11日登記
	<u>広島市中区幟町1番15-901号</u> <u>代表取締役</u> <u>大垣内 剛</u>	令和 3年 5月28日重任
		令和 3年 6月11日登記
	<u>広島市中区幟町1番15-901号</u> <u>代表取締役</u> <u>大垣内 剛</u>	令和 4年 5月31日重任
		令和 4年 6月14日登記
	<u>広島市中区幟町1番15-901号</u> <u>代表取締役</u> <u>大垣内 剛</u>	令和 5年 5月31日重任
		令和 5年 6月 9日登記
	<u>監査役</u> <u>石井 睦子</u> <u>(社外監査役)</u>	令和 1年 5月30日重任
		令和 1年 6月11日登記
	<u>監査役</u> <u>石井 睦子</u> <u>(社外監査役)</u>	令和 5年 5月31日重任
		令和 5年 6月 9日登記
<u>監査役</u> <u>小野 博</u> <u>(社外監査役)</u>	令和 1年 5月30日重任	
	令和 1年 6月11日登記	
	令和 5年 5月31日退任	
	令和 5年 6月 9日登記	
<u>監査役</u> <u>大江 隆</u> <u>(社外監査役)</u>	令和 1年 5月30日重任	
	令和 1年 6月11日登記	
<u>監査役</u> <u>大江 隆</u> <u>(社外監査役)</u>	令和 5年 5月31日重任	
	令和 5年 6月 9日登記	
<u>監査役</u> <u>宮嶋 淳</u> <u>(社外監査役)</u>	令和 5年 5月31日就任	
	令和 5年 6月 9日登記	

	<u>会計監査人</u>	<u>有限責任監査法人トーマツ</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 6月11日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>有限責任監査法人トーマツ</u>	令和 2年 5月28日重任
			令和 2年 6月 8日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>有限責任監査法人トーマツ</u>	令和 3年 5月28日重任
			令和 3年 6月11日登記
			令和 4年 5月31日退任
			令和 4年 6月14日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>監査法人やまぶき</u>	令和 4年 5月31日就任
			令和 4年 6月14日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>監査法人やまぶき</u>	令和 5年 5月31日重任
			令和 5年 6月 9日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>平成27年 6月23日設定 平成27年 6月26日登記</p>		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>平成27年 6月23日変更 平成27年 6月26日登記</p>		
支 店	1 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号		平成25年12月24日移転 平成25年12月26日登記
新株予約権	<p>株式会社アクアライン第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 新株予約権の数 36個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 ア 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。 イ 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれ</p>		

に代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権について出資される本社債の金額の総額を、当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数（以下「交付株式数」という。）とする。

ただし、本新株予約権の行使により1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。

②本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「転換価額」という。）は、当初、金507円（以下「当初転換価額」という。）とする。

ただし、当初転換価額は、本号④の規定に従って調整されるものとする。

③本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「新株予約権を行使することができる期間」の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

④当社は、本新株予約権付社債発行後、本号⑤に掲げる各事由により当社の発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 普通株式数} + \frac{\text{交付普通 1株当たりの株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

⑤転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 当社普通株式を新たに交付する場合

時価（本号⑦（b）に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、本号⑤（b）の場合、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）には、調整後の転換価額は、（i）払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、（ii）かかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合には、調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てのための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(c) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付することができる取得請求権付株式等を発行する場合等

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に

付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合(但し、当社株主総会若しくは取締役会の決議(当該各決議に基づき策定されたストックオプション・プラン(名称の如何は問わない。))を含む。)に基づく当社の取締役等に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。)。なお、新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したものととして本(c)を適用する。

調整後の転換価額は、上記の発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが発行当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、(i)本(c)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行であり、かつその旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得又は当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用し、(ii)本(c)に定める取得請求権付株式等がその発行時点においてその行使時において当社に払い込み若しくは支払うべき対価(以下「転換・行使対価」という。)が確定していないときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えに払い込み又は支払うべき転換・行使対価が確定した日(以下「転換・行使対価確定日」という。)の翌日以降、転換・行使対価確定日において発行済みの全ての取得請求権付株式等に基づく取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

(d)権利の割当てのための基準日が設定され、かつ当該基準日以降の当社の機関による承認を条件としている場合

上記(a)から(c)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関による承認を条件としているときは、上記(a)から(c)までの定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日(同日を含む。)までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \quad (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

⑥転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りにおいては、転換価額の調整は行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を調整

する場合には、転換価額調整式中の「調整前転換価額」に代えて、調整前転換価額から当該差額を加算又は控除した額を使用する。

⑦転換価額の調整に係る計算

(a) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

(b) 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本号⑤(d)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(c) 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、(i) 当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、(ii) かかる基準日がない場合には、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号⑤に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。

(d) 本号⑤(b)の場合には、転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

⑧その他の転換価額の調整が必要となる場合

本号⑤の(a)から(d)までに掲げる場合のほか、次の(a)から(c)までに掲げるいずれかの場合には、当社は、それぞれ必要な転換価額の調整を行う。

(a) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とする場合

(b) その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合

(c) 転換価額を調整すべき2つ以上の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価について、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

⑨転換価額調整する場合の通知

本号に定めるところにより転換価額の調整を行う場合には、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日（同日を含む。）までに本社債権者に通知する。

ただし、本号⑤(b)に規定される株式分割の場合その他適用の日の前日

（同日を含む。）までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

ア 2022年3月1日（同日を含む。）から2024年2月29日（同日を含む。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合には、償還日又は取得日の前銀行営業日（同日を含む。））までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

イ 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

(a) 当社普通株式に係る株主確定基準日及びその前営業日（振替機関（社

	<p>債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)の休業日でない日をいう。)</p> <p>(b) 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>(c) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができない。この場合には停止期間その他必要な事項を、当該組織再編行為の効力発生日の前の日の30日前までに、本新株予約権付社債権者に通知する。</p> <p>新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部を行使することはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 本新株予約権の取得事由は定めない。</p>	<p>令和 4年 2月28日発行</p> <p>令和 4年 3月 8日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成21年 5月29日設定 平成21年 6月15日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成27年 6月23日設定 平成27年 6月26日登記
登記記録に関する事項	平成12年5月11日有限会社アクアラインを組織変更し設立 平成12年 5月11日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 6月21日

広島法務局
登記官

小 西 真 弓

